

松阪市飯高保健センター条例

改正後	改正前																																					
<p>(使用料の減免)</p> <p><b>第9条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p><b>別表</b>（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会場</th> <th>使用時間</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">集会室</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>3,410円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後6時まで</td> <td>4,180円</td> </tr> <tr> <td>午後6時から午後10時まで</td> <td>3,410円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">視聴覚教室</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>1,410円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後6時まで</td> <td>1,680円</td> </tr> <tr> <td>午後6時から午後10時まで</td> <td>1,410円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康相談室及び健康指導室</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>1,510円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後6時まで</td> <td>1,810円</td> </tr> </tbody> </table>	会場	使用時間	料金	集会室	午前9時から午後1時まで	3,410円	午後1時から午後6時まで	4,180円	午後6時から午後10時まで	3,410円	視聴覚教室	午前9時から午後1時まで	1,410円	午後1時から午後6時まで	1,680円	午後6時から午後10時まで	1,410円	健康相談室及び健康指導室	午前9時から午後1時まで	1,510円	午後1時から午後6時まで	1,810円	<p>(使用料の免除)</p> <p><b>第9条</b> 前条の使用料を免除する場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 老人クラブ及び65歳以上の者</p> <p>(2) 市及びその機関に関連する公共的団体が、公共的行事又は事業（会議を含む。以下本条中同じ。）のために使用するとき。</p> <p>(3) 他の公共団体及びその機関に関連する団体が主催し、若しくは共催して行う行事又は事業のため使用するとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p><b>別表</b>（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1回)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>2,750円</td> <td>冷暖房の使用については使用料の2割を加算する。</td> </tr> <tr> <td>視聴覚教室</td> <td>1,100円</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>健康相談室及び健康指導室</td> <td>1,100円</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> <td>1,100円</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料(1回)		集会室	2,750円	冷暖房の使用については使用料の2割を加算する。	視聴覚教室	1,100円	〃	健康相談室及び健康指導室	1,100円	〃	栄養指導室	1,100円	〃
会場	使用時間	料金																																				
集会室	午前9時から午後1時まで	3,410円																																				
	午後1時から午後6時まで	4,180円																																				
	午後6時から午後10時まで	3,410円																																				
視聴覚教室	午前9時から午後1時まで	1,410円																																				
	午後1時から午後6時まで	1,680円																																				
	午後6時から午後10時まで	1,410円																																				
健康相談室及び健康指導室	午前9時から午後1時まで	1,510円																																				
	午後1時から午後6時まで	1,810円																																				
区分	使用料(1回)																																					
集会室	2,750円	冷暖房の使用については使用料の2割を加算する。																																				
視聴覚教室	1,100円	〃																																				
健康相談室及び健康指導室	1,100円	〃																																				
栄養指導室	1,100円	〃																																				

改正後			改正前		
	午後6時から午後10時まで	1,510円			
栄養指導室	午前9時から午後1時まで	1,430円			
	午後1時から午後6時まで	1,700円			
	午後6時から午後10時まで	1,430円			
備考 6月1日から9月30日までの間は、「午後6時から午後10時まで」の使用時間の区分は「午後6時から午後10時30分まで」とする。					